

令和6年度 第1回士別市環境審議会

日 時 令和7(2025)年2月20日(木)

午前10時00分～

場 所 士別市役所 会議室201

1 開 会

2 市長挨拶

3 欠席委員の報告

4 報 告

(1) 士別市環境基本計画について

(2) ゼロカーボン推進事業の取組実績について

(3) 廃棄物埋立量について

5 閉 会

現在の環境基本計画は平成29年度から令和7年度までの9年間を計画の期間としており、この間の本計画の見直しは必要に応じて実施。

※令和4年度に「士別市地球温暖化対策実行計画」を策定したことから、実行計画の上位計画として位置付けている環境基本計画においても、実行計画に関連する文言や用語を加筆するとともに、策定時から廃止となった事業の修正・削除など所要の改訂を実施してきた。

【令和7年度見直し内容】(案)

- ・この間に策定された関連計画の追加  
(士別市森林吸収源対策推進計画)  
(士別市災害廃棄物処理計画)
- ・士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例  
(R7.4.1 施行) の追加
- ・現計画の目標数値の検証  
(現計画：基準年 H27・目標年 R7)
- ・次期計画における目標値と期間の設定

【見直しスケジュール】(案)

- ・6月：審議会委員改選委嘱と合わせて見直し概要を説明  
※11月までの間で見直し協議を実施
- ・11月：見直し素案確定
- ・12月：パブリックコメント
- ・1月：最終案確定
- ・3月：計画決定

## 令和6年度ゼロカーボン推進事業

報告第2号

### 【1. つくも水郷公園植樹会】

開催日時：令和6年5月31日（金） 9：20～9：45

開催場所：つくも水郷公園

参加者：渡辺市長 ほかに職員10名及び園児19名

※令和6年度（2024年度）北海道企業局ダム周辺地域活動支援事業補助金活用

### 【2. ノーカーデー推進事業】

実施期間：令和6年9月20日（金）～9月30日（月） 11日間

（報告期間：10月1日（火）～10月3日（木））

対象：全職員（対象者：277名）

参加率：72%（取組人数：199名）

実施方法：期間中に1日以上「士別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げる市の取り組みの一つである「移動時の省エネルギー行動」を意識した行動を実践する。

《具体例》

・買い物や通勤の際に、マイカーを使わず、自転車や徒歩で移動する。 等

### 【3. 親子向け工作教室】

開催日時：令和6年10月6日（日） 10：00～11：45

開催場所：士別市民文化センター 2階会議室1

講師：パナソニック株式会社 竹内 雅彦

参加者：親子12名

### 【4. 士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定】

施行日：令和7年4月1日

対象となる発電施設と規模：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス

注：いずれも発電出力が10キロワット以上で、自己消費を除く

設置禁止区域：

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ・砂防指定地
- ・都市計画区域
- ・保安林
- ・農地法に規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地
- ・農業振興地域の整備に関する法律により規定する農用地区域
- ・その他市長が定める区域

設置事業者が守る主なルール：

- ・市と事業者との事前協議
- ・近隣住民等（自治会など）への説明会の開催
- ・施設の適切な維持管理
- ・施設への立入検査や勧告の実施
- ・勧告に応じない場合は、措置命令、違反事実の公表

## 【その他】

### ①事業者による発電事業

- ・士別・剣淵太陽光発電事業

設置場所：士別市川西町2320－37ほか16筆、剣淵町東町5773番ほか1筆

敷地面積：272, 436㎡（剣淵エリア52, 212㎡含む）

出力：13, 000kW

### ②消滅可能都市から持続可能な都市へ

～2050年、ゼロカーボンシティ実現への道しるべ～

※一般社団法人士別青年会議所主催

開催日時：令和6年4月15日（金） 18：30～20：40

開催場所：士別商工会館 2階大会議室

講師：公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会

2023年度持続可能な北海道確立委員会

委員長 松岡 宏尚

※パネリストとして渡辺市長参加

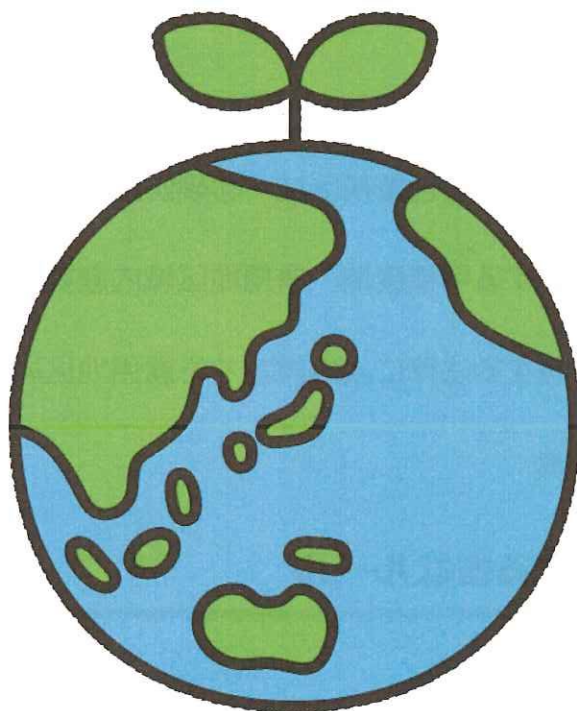
# 士別市の自然環境等と 再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (令和7年4月1日施行)

市内に発電出力が10キロワット以上の

**太陽光** **風力** **水力** **地熱** **バイオマス**

などの再生可能エネルギー発電施設（自己消費を除く）を

設置する場合には**市への届出**や**市民への説明**が必要です。



士別市

## 条例制定の背景と目的



現在、国内の多くの地域で再生可能エネルギー発電施設の設置が進められています。一方で、落雷や台風等による設備の破損や、土砂崩れなどの自然災害が発生するケースもあり、使えなくなった太陽光パネルの放置が大きな社会問題となっています。

市では、再生可能エネルギー発電施設の設置や稼働に際し、地域住民の安全と環境への影響に十分配慮すると共に、地域との適切な調和が図られることを目的に、本条例を制定しました。

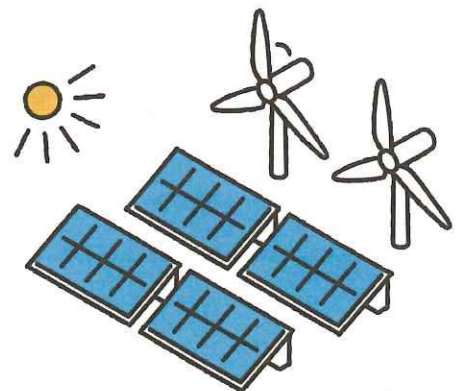
## 条例のポイント

### 01. 設置禁止区域

- ①土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ②砂防指定地 ③都市計画区域
- ④保安林 ⑤農地法に規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地
- ⑥農業振興地域の整備に関する法律により規定する農用地区域
- ⑦その他市長が定める区域

### 02. 設置事業者が守る主なルール

- ・市と事業者との事前協議
- ・近隣住民等（自治会など）への説明会の開催
- ・施設の適切な維持管理
- ・施設への立入検査や勧告の実施
- ・勧告に応じない場合は、措置命令、違反事実の公表



## 手続きフロー

### 事業計画

#### 【事前協議】

#### 【説明会の開催】

※説明会開催の 30 日前までに市及び近隣住民等に周知

#### 【設置届出書及び維持管理計画の提出書】

※事業着手の 90 日前までに届出

※維持管理結果は、管理を行った年度の翌年度の 5 月末までに提出

### 工事期間

#### 【工事着手】

#### 【変更届出書】

※変更した場合のみ

#### 【工事着手届出書】

※工事着手後、速やかに届出

#### 【工事完了届出書】

※工事完了後、速やかに届出

### その他届出

#### 【廃止届出書】

※事業の廃止予定日の 30 日前までに提出

※事業廃止後は速やかに当該施設を撤去する

#### 【事故等報告書】

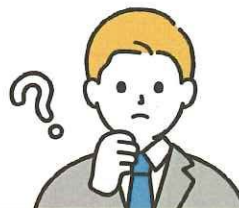
※事故等が発生した日から 30 日以内に提出

#### 【承継等届出書】

※事業を承継した日から 30 日以内に提出

※いずれも当該事業がある場合のみ、上記届出が必要です。

## Q & A



Q 1 近隣住民等の範囲は？

A 1 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い生活環境等に影響を及ぼす恐れがある市民等です。

Q 2 条例を遵守しなかった場合、処分を受けることはありますか？

A 2 条例が遵守されなかった場合、市からは指導・助言を行います。

(必要に応じて報告又は資料の提出・立入検査を行います。)

それでも改善されない場合は、勧告・措置命令に続き、当該勧告の内容を公表します。

Q 3 条例の全文を閲覧することはできますか？

A 3 市のホームページに条例及び施行規則等を掲載しています。

また、何かご不明点がある場合は、下記へお問い合わせください。

## お問い合わせ先

士別市総務部企画課まちづくり推進係

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

電話 0165-26-7790 (直通)

FAX 0165-22-1934

メール kikakuka@city.shibetsu.lg.jp



<https://www.city.shibetsu.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/machidukurisuishinkakari/6018.html>

**士別市ホームページはこちら**

## 最終処分場埋立量の推移

単位：t

| 項 目                    | 平成26年度       | 平成27年度 | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度   | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度  |     |
|------------------------|--------------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|-----|
| ①一般廃棄物総搬入量             | 6,230        | 6,114  | 5,841   | 4,894   | 5,194  | 5,138  | 4,218   | 4,082  | 4,031 | 3,884  |     |
| ②資源化量                  | 1,728        | 1,488  | 1,424   | 1,564   | 1,613  | 1,642  | 1,462   | 1,457  | 1,366 | 1,295  |     |
| 内 訳                    | ペットボトル       | 63     | 55      | 53      | 69     | 90     | 95      | 97     | 98    | 96     | 99  |
|                        | 紙パック         | 11     | 8       | 7       | 8      | 8      | 6       | 8      | 8     | 7      | 7   |
|                        | びん類          | 195    | 141     | 147     | 207    | 221    | 184     | 163    | 157   | 150    | 143 |
|                        | 缶類(アルミ・スチール) | 87     | 70      | 74      | 77     | 75     | 78      | 79     | 80    | 71     | 68  |
|                        | その他プラ・トレイ    | 379    | 315     | 276     | 290    | 364    | 366     | 347    | 336   | 326    | 331 |
|                        | 紙類           | 983    | 890     | 858     | 904    | 846    | 856     | 759    | 729   | 669    | 604 |
|                        | 廃食用油         | 10     | 9       | 9       | 9      | 9      | 8       | 9      | 8     | 8      | 8   |
| ③粗大ごみ                  | 321          | 334    | 333     | 300     | 517    | 528    | 350     | 319    | 324   | 328    |     |
| ④衛生ごみ                  | -            | -      | 177     | 425     | 430    | 439    | 439     | 420    | 406   | 403    |     |
| ⑤一般廃棄物埋立量<br>(①-②-③-④) | 4,181        | 4,292  | 3,907   | 2,605   | 2,634  | 2,529  | 1,967   | 1,886  | 1,935 | 1,858  |     |
| ⑥産業廃棄物埋立量              | 110          | 173    | -       | -       | -      | -      | -       | -      | -     | -      |     |
| 埋立量総計 (⑤+⑥)<br>対前年比    | 4,291        | 4,465  | 3,907   | 2,605   | 2,634  | 2,529  | 1,967   | 1,886  | 1,935 | 1,858  |     |
|                        | △ 0.2        | 4.1%   | △ 12.5% | △ 33.3% | 1.1%   | △ 4.0% | △ 22.2% | △ 4.1% | 2.6%  | △ 4.0% |     |
| ⑦バイオマス資源堆肥化施設          | 2,164        | 2,229  | 1,861   | 2,025   | 2,039  | 2,076  | 1,983   | 1,810  | 1,678 | 1,690  |     |
| 内 訳                    | 生ごみ          | 1,060  | 1,028   | 939     | 1,019  | 1,012  | 1,040   | 936    | 889   | 860    | 814 |
|                        | 事業系生ごみ       | 670    | 663     | 500     | 629    | 597    | 611     | 537    | 522   | 474    | 469 |
|                        | 野菜残さ         | 391    | 496     | 393     | 280    | 296    | 349     | 421    | 268   | 265    | 317 |
|                        | 剪定枝          | 43     | 42      | 29      | 97     | 134    | 76      | 89     | 131   | 79     | 90  |
| 総排出量 (①+⑦)             | 8,394        | 8,343  | 7,702   | 6,919   | 7,233  | 7,214  | 6,201   | 5,892  | 5,709 | 5,574  |     |

# 士別市環境審議会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日まで

| No. | 住所・所属・役職等                             | 氏名                   | 役職等 |
|-----|---------------------------------------|----------------------|-----|
| 1   | 士別市東4条15丁目 3130-82                    | 大崎良夫                 | 会長  |
| 2   | 士別市東5条北6丁目 1605-1                     | 石川敏                  | 副会長 |
| 3   | 士別市東1条16丁目 3144-199                   | 清 玲                  | 委員  |
| 4   | 士別市東8条北3丁目<br>士別消費者協会会長               | まつがひら 松ヶ平 哲 幸        | 委員  |
| 5   | 士別市西2条5丁目<br>士別商工会議所専務理事              | ふかざわ 深澤 武            | 委員  |
| 6   | 士別市朝日町中央 4043<br>朝日商工会事務局長            | なり た ひろ み 成 田 裕 美    | 委員  |
| 7   | 上川郡剣淵町緑町5-12<br>北ひびき農業協同組合営農部長        | おおにし ひろ ゆき 大 西 裕 幸   | 委員  |
| 8   | 士別市東4条17丁目<br>士別市教頭会事務局長              | なが い しん に 永 井 真 二    | 委員  |
| 9   | 士別市東3条9丁目 21<br>士別地区森林組合組合長           | なん じょう ただ かつ 南 條 忠 勝 | 委員  |
| 10  | 士別市西3条15丁目 3142-244<br>てしおがわ土地改良区総務部長 | やま もと やす ひろ 山 本 康 弘  | 委員  |
| 11  | 士別市多寄町36線西2番地                         | ほそ かわ とし ひろ 細 川 智 博  | 委員  |
| 12  | 士別市上士別町16線南3番地                        | やま もと しず え 山 本 静 枝   | 委員  |